

平成27年度臨時福祉給付金

～申請をお忘れなく～

平成27年9月16日発行

津市臨時福祉給付金窓口

☎229-3397 FAX 229-3334

平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人への経済的負担を考慮し、暫定的・臨時的に臨時福祉給付金を支給します。

申請期間 9月16日 水 ～12月28日 月 ※当日消印有効

支給対象者

次の全てを満たす人

- 平成27年1月1日時点において、津市に住民登録のある人(外国人を含む)
- 平成27年度分の市県民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、市県民税(均等割)が課税されている人の扶養親族等や生活保護を受給している場合などは、対象になりません。

【扶養親族等とは…税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者を含む)、青色事業専従者および白色事業専従者】

支給額

支給対象者1人につき6,000円

申請書等の発送

支給対象と思われる人がいる世帯へ市民税課からの税のお知らせと同封し、9月16日(水)に発送します。

※申請書等が届いても、支給対象にならない場合があります。

申請方法

申請書等と同封の返信用封筒で提出してください。

⚠ 注意事項 ⚠

- 平成27年度は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は、両方の給付金を受け取ることができます。その場合は、両方の給付金についてそれぞれの申請が必要になります。
- 平成27年1月1日以降に亡くなった人は、対象になりません。
- 原則として、申請期間外の申請や、平成27年1月1日時点で津市に住民登録のない人の申請は受け付けできません。
- DV被害者や、児童福祉施設に入所している児童などで、他の市区町村から住民登録を移さずに津市にお住まいの人は、津市で申請できる場合がありますので、ご相談ください。
- 給付金の支給は、申請を受け付けてから約1カ月半後の振り込みになりますのでご了承ください。



カクニンジャ

▶▶ 問い合わせ ◀◀

●津市臨時福祉給付金窓口専用ダイヤル【12月28日 月まで】

☎229-3397(8時30分～17時15分) ※土・日曜日、祝・休日を除く

●厚生労働省の相談窓口専用ダイヤル【来年3月31日 木まで】

☎0570-037-192(9時～18時) ※12月20日までは無休。12月21日以降は土・日曜日、祝・休日を除く